

服部委員

私をはじめに御質問したいのは、私は地域経済ということをどうしても念頭に置かざるを得ない。我が国の景気が商工労働部長の報告どおり好転をしている。しかし、よく現場で我々もお話を伺いますが、家庭にまだ戻っていない、地域がまだその実感を得ていないという状況であるということは、だれしも意識を共有されていると思います。

私としては、こういう中で政府も神奈川県も頑張っ、ありとあらゆる職員が地域に散らばって施策展開の音頭を取るということも難しいし、実際できない。またそういう仕組みになっていない。やはり地域の商工会及び商工会議所、商店街連合会、その他経済に関する諸団体の皆さん方の活躍というのは、大変大事だと思っております。当の商工会議所や商工会や経済関係団体等の人たちも、そういう社会的な地域経済の中で果たす役割を大変強く感じている。正に私が敬意を表する人たち、またそういう団体がたくさんおられます。当然ですが、どうかそういう団体に対して、神奈川県は商工労働施策が追い風になって、地域経済で活躍する人たちにとっても大きな励みになり、そしてまた、そういう意味で経済が大きく前に進むようにしてもらいたいと思っております。

そこで、商工会・商工会議所地域振興事業費補助について伺うわけですが、なかなか思うように予算が計上されていない部分もごございます。商工会及び商工会議所等に対して、主に人件費、それから経営指導員の研修などの事業に対して、長年、神奈川県が補助してきていることは、私も実情を十分承知をしております。

しかしながら、実際の問題として、そういう地域経済の環境というのは大分変わってきております。商業を進めていく上でのならわしも変わってきている。商いをする事自体のルールが変わってきている。また大型店の進出による商店街の衰退等も現実に各地に散在をしている。本当にそういう中において、大変な思いをしていると思っております。その中で、私にしてみれば、商工会及び商工会議所等に対する補助金というのは、大きな役割を果たしていると思っております。

それで、この商工会及び商工会議所について、主に伺いたいと思っておりますが、商工会法、または商工会議所法という法律を根拠として、かなり昔になります。戦後に設立された公益法人であり、事業内容については、商工会では原産地証明とか商事紛争の救済などの国際的な業務はできないことを除くと、ほとんど商工会議所と同じ業務をやっていると思っております。

そこで、商工会議所が原産地証明、商事紛争をやっているのですが、原産地証明にも幾種類もごございますが、その辺の原産地証明、または商事紛争などの救済などの国際的な業務の実績について、まず実情を伺っておきたいと思っております。

金融課長

今、委員からお話がありましたとおり、商工会と商工会議所は、それぞれ商工会法、商工会議所法が根拠になってごございますが、商工会議所の方が若干権限が広いということで、その内容としまして、一番実務的に多いのが輸出入の原産地証明ということでございます。現在14の商工会議所がごございますが、平成17年度の実績では、約1万9,000件

ということでございます。ほかにも証明として、貿易の際のサインの証明などもございます。合計いたしますと、商工会議所全体で2万7,000件余りとなっております。

委員のお話のありました商事紛争に関する仲裁、あっせん、調停というのも権限ではございますが、実績としては、平成17年度はありませんでした。

服部委員

約1万9,000件の原産地証明がありますが、いずれにしても商工会は取り扱えないわけだから、実績はゼロなわけです。したがって、地域によっては商工会議所にこれを持ち込むわけです。法律がそうなっているわけですから、どうしても商工会議所に集中するのは当たり前です。だから、先ほど申し上げた商工会法による設置ですから、商工会もそういう原産地証明ができるようにされたらどうなのかと思いますが、その辺の動きとか要望等は出ていませんか。

金融課長

もともと商工会議所につきましては、非常に歴史があって、横浜商工会議所は明治時代からあるというような中で、やはり成り立ちも違っていて、どちらかというと商工会は、やはり小規模な事業者の指導助言というものに今も力点を置いておられて、今、委員お話しのように、そういうものを取り扱ってみたいというような御要望等はないと承知しております。

服部委員

商工会からは取り扱ってみたいという要望はないにしても、実際の問題として、原産地証明を取らなければ商いにならない人がいるわけですし、現に約1万9,000件あり、それが商工会議所に集中している。商工会の地域の人たちが商工会議所のあるところへ行っている。だからもう少しその辺のサービスができないのかと思います。そういうことで、藤沢商工会議所でも年間60件ぐらいあるわけですが、そういうサービスを商工会議所の方から商工会に人を派遣してやるか、ないしはその辺を、国の法律ですから、関税法にもかかわるものですから難しいのですが、原産地証明をインターネットを活用し、一括してできないものだろうかとも思います。その辺について、原産地証明が欲しいという人たちに対するサービスとして、何か考えられませんか。

金融課長

実は、1万9,586件というのが平成17年度の実績でございますが、横浜商工会議所がそのうち約1万5,000件と非常に集中してございます。それで例を挙げますと、秦野商工会議所であるとか三浦商工会議所というところは1件とか3件というぐらいのものでございます。そういう委員お話しのようなニーズがあるのか、そういう視点で今まで余り検討してきたことがございませんので、そういうニーズがあるのか、またそういう御要望があるのかということも、もう少し研究していきたいと思っております。それからどうしたら良いかを、時間を置いて考えてみたいと思っております。

服部委員

それは私の質問に対する受け止め方の一部であって、一方では、商工会議所管内の中で60件も出てくる。60件というのは、大どころの相模原商工会議所や藤沢商工会議所の数字です。だから商工会議所管内でのサービスとして、インターネットを使えませんか

ということについては、どうですか。

金融課長

今、インターネットというお話でございますが、その辺も具体の手續として、実際に、法律上の手續としてうまくできるのかどうか検討させていただかないと、できるものなのかできないものなのかも分かりませんので、申し訳ないですが、お答えは差し控えさせていただきますと思います。

服部委員

ということは、検討していただくということですので、検討していただきたいと思えます。原産地証明はかなり増えております。それで輸出先というのは、本当に私たちにすれば隣近所の国が多いです。8割が中国、台湾、韓国です。あと2割が東南アジアということです。

いずれにしても、中小企業の人たちについては、そういうノウハウというのは、やはりしっかりと商工会議所の方が相談に乗ってくれておりますが、もう少し便利になった方が良いのかなと思えます。商工会議所会館を抱え、何がしかの形で中小企業を対象とした工業団地を抱えているようなところは、そういう傾向にございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

その次の質問でございますが、そのような商工会と商工会議所についての差異というのは、今の質問を踏まえた上で歴然でございますが、ともあれ商工会議所及び商工会等に対して、昭和35年から補助金による支援を神奈川県は行ってきました。この補助金はこれまでにどのような推移をしてきたのか伺っておきたいと思えます。

金融課長

ただいま昭和35年からというお話がございましたが、平成12年度から平成18年度までの状況で御説明させていただきますと思います。

大きく分けて14商工会議所、19商工会、それから1つの連合会がございまして、この補助額の合計の推移で御説明させていただきます。

平成12年度当初、全体で20億4,000万円ほどございました。これが4年後の平成15年度に20億円を切りまして、19億5,000万円になっております。平成18年度は、18億7,000万円ほどとなってございまして、この間、1億7,000万円ほどの減少になっております。毎年少しずつではございますが減少してきているというのが、この間の状況でございます。

服部委員

全体としては減っているということは、私、大変不満です。冒頭、私が申し上げたとおり、地域経済の振興にとっては大事な産業拠点、そういう役割を果たしている商工会議所等に対する支援が減少してきているということは、これはいかがなものかなというふうに思わざるを得ません。

それで、今回いろいろと事務事業の概要、そしてまた様々な資料の中に出てきますが、19億600万円の商工会・商工会議所地域振興事業費補助の内容について伺っておきたいと思えます。

金融課長

全体の大まかな内訳ということでございますが、まず一番大きい要素が経営指導員等

の人件費の部分でございます。商工会及び商工会議所、合わせまして33団体に対しまして約287名分、これが14億円ということでございます。その後それぞれの連合会等にも役員の人件費の部分というのがございまして、人件費部分を合計いたしますと、約15億円でございます。また事業費につきましては、商工会、それぞれの連合会合わせまして3億7,000万円という金額になってございます。

また、これと合わせまして、予算上の項目立てが別になっておりますので、実は2,500万円ほど商工会等がいろいろ地域活性化の事業を自由に提案していただくというための事業費がございまして、その2,500万円を足しますと、合わせて19億円余りというような金額になっております。

服部委員

本当に19億円なんていうのは、わずかですね。そのうち人件費が15億円前後、それは今のお話だと経営指導員等の人件費ということなのですが、これらの人件費の予算については、国の地方交付税の交付金の基準単価によって補助金を積算していると聞いております。その辺の補助金積算の実情と、実際に商工会等で活躍してくれている人件費対象の人たちに対して支払っている人件費の額というのは、どのぐらいの差があるのか、当局はどのように認識をされていらっしゃるのでしょうか。

金融課長

平成18年度の例でお話を申し上げますと、県の方では国から地方交付税の交付金の単価というのが示されておりまして、これを基本にして補助の単価を決めさせていただいております。経営指導員の例で申し上げますと、今28万4,900円というのが経営指導員の俸給ということで、手当とはまた別なのですが、28万4,900円となっております。商工会の場合は大体、一番多いのは2人ぐらいというところが多いですが、その一つの会の例を挙げますと、平均額が31万7,000円、そうなりますと28万4,900円に比べて3万円ほど平均額で高いということになっております。また、商工会議所でも最も多い横浜商工会議所の例では、これは経営指導員が48人いらっしゃいますが、平均額が35万3,000円ということで、これも補助単価28万4,900円に比べて6万8,000円ほど高い。どちらかというところ、やはり補助単価より高い俸給額のところが多いということでございます。

ちなみに、委員の地元の藤沢商工会議所の例についてお話を申し上げますと、ここは7人ということになっております。ここにつきましては、平均額が26万7,000円ということで、こちらにつきましては、補助単価28万4,900円に比べて、逆に1万7,000円ほど安くなっているという商工会議所もございます。

ただ、全体とすれば、補助単価よりは実支給額の方が多く団体が多いというふうな形で、ある程度その分は、それぞれの商工会及び商工会議所で別途な形で負担をさせていただいているという状況であると認識しております。

服部委員

そういうことで、もう一目りょう然だと思いますが、だからこの辺の基準単価と実勢単価との差について、やはりこれで当たり前だと思っはらないと思います。その辺の見直しとかについては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

金融課長

少し前提としてお話をさせていただきたいと思いますが、もともとこの事業は、ほとんどは国庫補助金ということで始まった事業でございます。その後、平成7年度から国庫補助金が廃止され始め、さらに平成18年度になりまして、ほかの国庫補助事業もすべて税源移譲ということで、平成18年度以降、県の事業で一般財源を全部充当しておりますので、見直しをしようとしているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、実支給額と補助単価の差があるということは事実でございますが、ただあくまでも、先ほど藤沢商工会議所の例をお話申し上げたとおり、個々の指導員の採用につきましては、やはりその責任と権限はそれぞれの団体ということでございます。ですから、支給につきましては、やはりある程度標準的な支給というふうにならざるを得ないのかなと考えておりますが、今申し上げたとおり税源移譲等もありまして、この補助事業の内容につきましては、見直しをしようということで、各商工会及び商工会議所と話し合いを今しているところでございます。

服部委員

私の質問に答えてください。見直ししているのですかと聞いているのだから。税源移譲を聞いているのではないのだから、見直しをしているということですね。

それで、それはいつごろまで、どのような視点で見直しをされようとしていらっしゃいますか。

金融課長

見直しの視点でございますが、一つは今までやはり経営指導員を何人配置するかということで、その方々がどういう実質支給額かというようなことを含めて、非常に属人的な配分が中心になっておりましたので、県といたしましては、今後はなるべくそれぞれの団体の規模に応じた支給というものに、標準的な支給という方向に進めていきたいと思っておりますし、それからあとはそれぞれの団体の事業実績というものを加味したような支給額にしていきたいと思っております。

2点目としては、これまでは個別事業者に対して、やはり指導する、助言をするというのがどうしても中心だったんですが、それに加えて、やはり地域課題に商工会及び商工会議所がどう対応していくかと。それぞれの個々の事業者だけではなくて、地域課題というものにいろいろな形で、イベントに取り組むとか、そういう方向に中心を向けるような形へ、少しウエイトを変えていきたいと思っております。

それから、三つ目としましては、やはり連合会というのは、いろいろ個々の単会の指導に、これからもっと重点を置いていただきたいということで、連合会の機能を強化する方向での補助金の配分をもう少し考えていきたい。

この三つの方向をもちまして、今、商工会と商工会議所にお話をしているところでございます。

具体的にいつかというお話でしたが、もう少し時間を掛けてということで、具体的な目標年度は決めてはございません。

服部委員

具体的に目標年度を決めていないというのは、どういうことか理解できないですね。これだけの人件費の見直しだから、ちょっと日程を決めた方が良くはないのか。で

は5年先、10年先、ずっとそうなのですか。どのような考え方ですか。

商工労働部副部長

私どもでは、見直しというものにつきましては、商工会及び商工会議所それぞれ地域の実情がございまして、できるだけ多くの単会の皆さんの御同意をいただいて改革、見直しを進めたいということで進めております。

したがって、時期を決めていないというよりも、時期としてはできるだけ早くその方向でいきたいと思っております。ただ、皆さんの合意を得ることが、今の段階ではいつまでに合意を得ますということが断言できないために時期が明記できないということで、私どもはその見直しをできるだけ早く、33の単会と1つの連合会に御理解をいただいて、進めたいと考えております。

服部委員

その際、どういう方法で合意をとろうとするのですか。33の単会、個別に回るわけですか。例えば、現在の医療費助成に伴う自己負担についてどうかということについて、知事の答弁だと、副知事が関係市町村を回って行って、8月中には意見を集約するというようなことを言っているのだが、この見直しの場合は、どういう方法をとるのか。私は個別に33単会に回っていくのではなくて、サミット方式が良いと思います。手法について教えてください。

金融課長

今のお話の中でもちょっと触れさせていただいたのですが、やはり連合会が中心になって、これからは商工会及び商工会議所につきましても運営を進めていっていただきたいということもございまして、まずは連合会を通じていろいろ議論をしていただいて、意見を県の方と連合会ですり合わせていただく。その中では今お話がございましたサミット方式というの、将来的にはそういう方法もあり得るかもしれませんが、現時点では連合会を中心に意見を集約して、すり合わせをさせていただきたいということで進めております。

服部委員

そうやって連合会に全部任せるとい形にならないようにしていただきたいというふうに思います。

それで、この事務事業の概要に事務分掌があるのだが、金融課の事務分掌で商工会法に基づいた商工会及び商工会議所等に関する諸般の事務を束ねるのは、何か少し違和感があります。金融課の仕事はここに書いてあるとおりなのですが、金融課長が神奈川県内の端っこの商工会へ行ったり、または藤沢の商工会議所に来てもらったり、相模原の商工会議所に行ったり、1人で回っているわけだ。主に団体の扱いということで、どこかほかへ回した方が良いのではないのかと思われませんが、どうですか。でないと、今言ったようなことが連合会に丸投げした形になってしまう。そこで意見を聞くということは避けたいから、ちょっと商工会を手放した方が良いのではないか。

金融課長

今お話がございましたが、例えば先ほど連合会の機能強化というお話をさせていただきましたが、補助金の配分とかいろいろな手続の中には、地域県政総合センターの方に

も、やはり濃密に加わっていただくというような形で、今そういう方向も含めてやっておりますし、現実にはいろいろな意見をお伺いするときも、まずは地域県政総合センターの担当の部署がいろいろお話をさせていただいているということで、必ずしもすべて金融課が直接、それぞれの単会のところにお伺いしているわけではございませんし、連合会にすべてお任せしているわけでもないということでございます。

服部委員

分かりました。それでは話を戻しますが、商工会事務局長等の人件費について、平成18年度に三位一体改革による税源移譲を契機にして、組織力向上事業費というふうに変わっているわけです。人件費ではなくて組織力向上事業費の中に事務局長等の人件費が入っているということなのですが、早い話が事務局長の人件費をこの組織力向上事業費の中に入れてしまうというひどい話、失礼だなと一瞬思ったのですが、説明してください。

金融課長

先ほどお話ししました国庫補助金の見直しの中身の中で、職員を経営改善の事業に専念させる環境を整えるコストということで、これまで人件費相当分が商工会であれば事務局長、商工会議所の場合は中小企業相談所長に対するものとして、国庫補助で措置されておりましたが、これが平成18年度から国庫補助が税源移譲されたということをきっかけにしまして、県としては、より柔軟な職員配置ができるようにしていきたいということと、もう一つは、やはりいろいろ事業実績等に応じた配分にしていきたいということで、人件費を事業費というふうに扱いを変えるとともに、事務局長設置費という名前を組織力向上事業費というものに変えたということでございます。基本的な中身としては、今まで同様、事務局長等の設置等に対してお金を補助しているものでございますが、必ずしも事務局長というポストを置かずとも、ほかの形でマンパワーを確保していただければ、そういうことに充てても良いというような形で、組織トータルとして効率的な体制を、それぞれの商工会議所及び商工会でとっていただけるようになったのではないかと、またそういうふうにしていただけるという趣旨で変えさせていただいたものでございます。

服部委員

そういうことだろうが、やはり現場でいろいろと応用というか工夫をしていますから、その辺のこともよく、課長は出掛けていらっしゃるからお聞きになっていると思いますが、やはり何点か留意点は出てくると思います。その辺の財源を現場でうまく活用してもらいたいという思いから、そのように答弁されたと思います。でも、よくありがちなことは、そうするとやはり、今、商工会議所及び商工会も会員が減少傾向で、辛うじて対前年で数名の増加、したがって会費だってそんなに潤沢にあるわけではない。そして歴史的、また法律的な意味合いから、県の補助があって成り立っているものであるという観点からすると、状況については、様々な事業をやるに当たって、人件費の充当というのは、やはり苦しくなっているわけです。これは当たり前の構造です。だから、使いやすいようにということが、現場においては、やはりそれは人件費の伸び悩み、またはどうやって活用していくかという悩みも、絶えず大きな課題としてあるわけです。

先ほども出た中小企業相談所長にしても、年を経るにつれてそれなりの給料、家族を養うためには給料は上げていかなければいけないわけですよ。ですから、ある商工会議所の中小企業相談所長は県からの補助金を合算しても330万円だが、実際支給されているのは800万円を超えている人もいるわけです。これは極端な基準単価と実勢単価の差異をお話ししたわけですが、大なり小なりそういう傾向が拡大されてきつつある。だから国の三位一体改革の流れの中で、地方交付税交付金の中に潜り込まされているというような形の中で補助金が扱われてきて、それが現地では、こういうところにも現れているということです。

だから、私の認識としては、今、課長が自由に使えるというような形になっていると受け止められているというふうに言ったことは、本当の意味で、では現場ではどのように工夫しているのかということをしかりとつかんだ上で県の施策を展開して、十分に人件費への充当をしていただきたいというふうに思います。

私は今の御答弁に不信は持ちませんが、多少の不安はやはり消せません。人件費は商工会議所にとって大事なものですから、よろしくお願ひしたいと思っております。

今後そういったことを含めた上で、商工会及び商工会議所に対する支援について、どのように考えているのか伺っておきたいと思っております。

金融課長

やはり現在、少子高齢化とかいろいろな消費者ニーズの変化とか、あと大規模店舗進出、商店街の衰退とか地域経済が非常に厳しい状況の中で、やはり地域の総合経済団体として、商工会や商工会議所の取組にも期待が高まっていると考えております。

そういう中で、やはりこれまで長年行ってまいりました経営相談、講習会の開催というものだけではなくて、より地域の中での経済団体としての、地域の特色を生かした産業の振興というものに商工会等が取り組んでいただけるように、そういう形の補助金になるように、これから見直しをしていきまして、その中ではやはり、今、委員からお話があったように、よく実情を聞くというお話もありましたので、それぞれの会の意見もお伺いをしながら、より良い補助体制をつくりまして、商工会等が活動しやすい環境づくりを目指して努力していきたいと思っております。

服部委員

よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、具体的に商工会館、または商工会議所会館の建替えに対する支援についての神奈川県的基本的な姿勢を伺っておきたいと思っております。

商工会議所会館、また商工会館というのは各地域にあつて、本当に重要な役割を果たしております。それはもう皆様方が御承知のとおりだろうと思っております。

しかし、実際の建設から大分年数が経過している。ある意味では戦前から、そして戦後の日本の経済復興の各地域における経済活動のかなめとしての役割を果たしてきたことは間違いありません。日本の商業者や工業者が、戦後、本当に右も左も分からない、どのように地域でまず自分がどう生きていくか、どのように会社を起こしていくかというそういう状況のときから、大変そういう意味ではインセンティブの役割を果たしてきた。もちろん昭和30年代、40年代の我が国の高度経済成長のときも、そういう役割を果

たしてきました。

いずれにいたしましても、そういう中で果たしてきた役割は大きいのですが、大分年月が経過しているために、会館自体の老朽化が進んでおります。やはりそういう補修とか建替えをうまくやって、途切れなく商工業を支える活動を商工会等ができるようにしていかななくてはならない。

したがって、単独で商工会や商工会議所が建替えに苦慮しているというようなことではなくて、積極的にそういう相談に乗って、そして経済活動に切れ目が生じないようにしていくのが、広域行政として神奈川県商工労働部の役割であると思っております。

そこで、具体的に神奈川県が商工会館等の建替えに対して支援を行った最近の例として、平成16年8月に竣工した横須賀商工会議所会館があります。この辺について、県の支援の概要を伺っておきます。

金融課長

横須賀商工会議所会館でございますが、平成15年度及び平成16年度に県の方で補助金を支出してございます。この会館につきましては、もともと昭和30年代にできた非常に老朽化した施設でございまして、増改築を繰り返して、非常に耐震上もぜい弱なものというふうになっておりました。またそういうことで、施設のパソコンの対応などにもいろいろ支障を来しているという中で、建替えを横須賀市がするというところで要望をいただいた中で、補助金を支出したものでございます。概要としては、総事業費としては4億8,000万円ほどでございましたが、県といたしましては、あくまでも直接、中小企業の方が用いられるスペース、要はテナントの場所であるとか会頭室であるとか、そういう部分を除外いたしました。そういう面積の部分に建設費補助単価を掛けまして、補助率としては3分の1というものを乗りました。

それともう一つ、上限額ということで、1億円という額を設定させていただきまして、結果的には、平成15年度は4,000万円、平成16年度は6,000万円ということで、事業の進ちょくに合わせて4,000万円、6,000万円、合わせて1億円の補助金を支出したというものでございます。

服部委員

横須賀の例を今伺いましたが、今後についても、これはそういうことなのですか。

金融課長

実は建替え以外にも補修工事にもいろいろ補助ということで、これまで昭和30年代以来、県の方は支出してございましたが、当面は休止しようというようなことで、今、平成17年及び平成18年は支出はしていないところでございます。

昨年、実は藤沢市の方から要望もございましたが、今この事業につきましては、まだ事業の非常に大枠しか定まっていないということですので、もう少し具体化した段階で、県としては、この支援というものをどうしようかということを検討していこうとなっております。今の段階ではまだ白紙というか、具体的な方向は決めてございません。

服部委員

では、課長の御答弁を私なりにまとめると、横須賀商工会議所会館等の建替えに対しての支援を県が行った。その行ったルールも聞いたが、藤沢については、まだ白紙であ

るということで、私の今の質問は横須賀でやったことはルールなのですかと言ったことについて、藤沢の方については白紙であるということをお答えしたわけですから、横須賀に行ったルールというのは、決まったものではないというふうにとらえて、これからその都度、個別ケースとしてやっていくのだということですね。

金融課長

過去の例としては、お話を申し上げたとおり様々なケースがございます。基本的には補助率3分の1ということでやってきたようなルールもございますが、今補助要綱等で補助率が決まったものはございません。

服部委員

それで、横須賀商工会議所会館の建替えのときは、その予算を県が計上し、そして執行するに当たっては、超過課税充当事業に位置付けて補助したと伺っております。それでいいですね。

金融課長

そのとおりでございます。

服部委員

ということは、超過課税というのは景気の動向によりますので、不景気なときは、分母が低くなれば超過課税だって低くなる、これは当たり前のことで、分母が大きくなれば超過課税も大きくなる、こういうことであるわけでございますから、景気の動向が大変大事だろうと思っております。現在の神奈川県は超過課税にかかわる県税収入の動向についてお知らせください。

金融課長

所管しております税務課の資料でお答えをさせていただきますと、平成15年度は法人二税に係る超過課税分だけの税の収入額ですが、約138億円です。平成16年度につきましては175億円、平成17年度は181億円、それで平成18年度は最終予算額として202億円ということで、この4年間、約2割の増加をしてきているということでございます。

なお、平成19年度は当初予算額として、昨年度とほぼ同額のやはり202億円程度を、この超過課税の税額として計上しているということでございます。

服部委員

ということは、決算ベースでは202億円はもう少し上がると思います。平成18年度だってそうでしたね。181億円が202億円になって20億円上がっているし、つまり220億円ぐらいになる可能性は平成19年度もあるし、もっと良いかもしれないです。そういうことであれば、その辺は十分期待をしていきたいと思っております。

この超過課税は、いずれにしても用途が大きく二つに分けられていますから、平成19年度当初でよろしいのですが、超過課税充当事業の大綱については、二つでしたよね。その二つの項目を教えてください。

金融課長

現在、地震防災対策の強化というものと産業振興対策の強化という二つの項目でございます。

服部委員

それでは、本年の充当率は幾つになっていますか。

金融課長

本年につきましては把握してございませんので、昨年度の数字でお話をさせていただきたいと思います。平成18年度につきましては、当初予算ベースで申し上げますと、この二つのための所要一般財源として、およそ420億円ございます。これに対しまして、先ほどの200億円程度が充当されたということでございますので、充当率としては5割に近いのですが、5割を若干切るというような活用率になってございます。

服部委員

そういうことで、貴重な財源というふうになります。それで、そういう法人二税の超過課税の充当施策を見ますと、今、課長のお言葉でも、地域経済の活性化というのが超過課税の充当事業なので、本当に様々な事業が、商工労働部の事業というのは本当に超過課税にかかわらない事業というのではないのではないかと思うぐらいにたくさんの事業が入っております。ですから、この中に商工会議所会館の建替えというのを、商工労働部として入れ込んでいくべきだと思いますが、どうですか。

金融課長

今、この事業は当然、藤沢の商工会議所会館の建替えも、当然超過課税の充当になるのではないかというお尋ねだと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、今後、整備内容等が具体になってきた段階、しかもその時点における県の財政状況等を勘案して、やはり関係方面と調整しながら、支援の可能性を検討してまいりたいと思いますので、その中で超過課税を活用するのかということも検討させていただきたいと思っております。

服部委員

私が質問したのは、商工会議所会館等の建替えについては、超過課税の充当対象事業に加えるべきではないですかと聞いたのです。横須賀では超過課税でやっているのだから、ここで答弁で言うことはおかしいことではない。もう前例に従って当然だということだったらいいが、検討してまいりますなんておかしなことです。

金融課長

商工労働部としては、必要とする予算額をとにかく確保していきたいと考えておりますので、そういう中ではそういう商工会議所会館の建替え事業というのは、この項目に十分該当する内容であるというふうに認識しております。

服部委員

それで、さっき課長が言ったのは、横須賀の場合は4億8,000万円の工事費を算出したときに、その商工会議所会館のテナントだとかその他、そういう商工会議所事業に直接かかわっていないと思われるようなものは除いて、その4億8,000万円の事業費をはじき出して、いろいろ考えたということなのだが、その辺、超過課税の使い方というのは考え方次第なのです。各部がどのようにしてまとめていくかという部内の考え方なのです。

どういうことかというのと、例えば横須賀もそうなのですが、商工会議所会館というのは、言葉を変えると産業拠点施設なのです。つまりその地域の産業を振興させていくための機能が商工会議所会館に入っていて、無縁なものは本当はないのです。中小企業セ

ンターみたいに、ちょっと部屋貸ししようというのであるのだったら別だが、様々なものがあつたとしても、例えそれが複合施設であつたとしても、私が知っている限りではほとんど産業振興にかかわる機能を持ったものが、その商工会議所会館に入っているのです。だから私は、純粹に商工会議所業務にまつわるものだけを抽出して補助単価を掛けるというやり方は、ナンセンスだと思います。それが証拠に、商工労働部の皆さん方が超過課税を活用するにふさわしいというふうにした主な事業を見ると、その目的以外にも機能を持っているようなものを併設していると思われるものが、たくさん超過課税の対象になっている。例えば国際臨空産業集積促進事業、これも皆さん方は超過課税の対象にしているのです。それから大学発・大企業発ベンチャー創出促進支援事業もそうです。たくさんありますよ。それから信用保証協会補助金なんていうのも超過課税を使っている。私が言っている趣旨からは考えられない。

だから、商工会議所会館の建替えについて超過課税を充当する際は、商工会議所法に基づいて、商工会議所だけをやっているところを対象にして、その単価をはじき出すようなことは、超過課税対象事業を選ぶときの作業としては好ましくない。現にこの商工労働部が超過課税を充当する事業の選出のときに、様々なものにわたっているものを超過課税の対象事業としているのではないかということです。御見解を伺っておきたいと思ひます。

金融課長

実はこの藤沢の商工会議所の建替えは、まだ基本構想しかできてございませんが、今、地上6階建てぐらいの建物で、約18億円というふうな構想ではなっております。この中には商工会議所のほかに(財)藤沢市産業振興財団であるとか、(社)藤沢市商店街連合会などの産業団体も入所しまして、あと多数テナント等も入るといふ構想であると聞いております。

そういう施設につきまして、県としてどういふ支援ができるのかということ、地元である藤沢市がどういふ支援をなさるのか、またそれぞれの団体に対しては、県としてはどういふ支援の在り方があるのかということを経営的に勘案して行く中で、支援の在り方が決まってくるのかなと考へておりますが、商工会議所への補助という観点から申し上げれば、あくまで商工会議所が御利用される部分に限定して、補助をすべきものではないかと考へております。

服部委員

前段の部分は認めるが、後段の商工会議所の使うところにのみ補助するものであると思ふということは、先ほど私が言つたように、商工労働部が超過課税を充当する事業を選ぶときに、そういう趣旨ではなくやっているのですか。団体がかかわるところにだけ補助していないではないですか。関連する機能も持っているではないですか。そこも対象にしているではないですか。だからその考へ方を準用して、商工会議所会館の建替えの補助についても、やはり幅広くではないが、むしろ当然の権利として超過課税を充当して行くべきだろうというふうな、基本的には思ひます。だからそれは、商工労働部としてどうやって考へ方をまとめて行くか、そしてこれからどう、知事の方と考へて行くのかということなんです。

この超過課税というのは、もともと商工会議所の会員になっている法人の中にも、この税金を納めた人たちがいるのだから、そんな複合施設は駄目なんて言っていたら、地域産業の拠点施設というようなことについても、県当局の認識の薄さとか甘さとか、そういうものを感じざるを得ないし、本当に地域の経済を活性化させるというのだったら、そんなような答弁では駄目です。だったら、では何で一方では、インベスト神奈川の債務負担行為を800億円も900億円もやるのだという話になっていってしまう。

超過課税の充当については、本当に実態経済に合わせて、そして地域経済活動にかかわる人たちの意見を十分聞いた上で充当していくべきだろう。ところがこの藤沢については、数年ぶりにこういう会館の建替えが出てきたのだが、景気が今や上向きだが、実を結ぶか結ばないかの瀬戸際の際に、そんな弱腰の予算計上の仕方だったら、本当に中核都市の経済活動をつぶしてしまいますよ。そのことを踏まえて、もう一度どなたか答弁していただきたい。

商工労働部副部長

ただいま委員お話しのとおり超過課税につきましては、先ほど言いましたように、できるだけ私どもは超過課税を使って、地域産業の振興をしていきたいということはそのとおりでございますので、藤沢商工会議所の新たな建物につきましては、超過課税対象という方向で進めていきたいと考えております。

ただ、今、金融課長が申しました商工会議所等の商工会館の補助金という中では、今言われたように商工会議所に関係ないテナントの面積、そういったものは、その補助金等は外さざるを得ない。ただ、それ以外の地域産業に役立つ部分については、商工会館の補助金とは別な形、そういったことは、また検討する余地はあるかと思いますが、商工会館の補助金としては、ちょっと外れるのではないかというお答えをしたというふうに理解しております。

服部委員

では、これで終わりますが、その辺の検討は十分に慎重に行っていただきたいということが一つ、さらに様々なサポート、補助体制も検討を進めていっていただきたいということを要望して終わります。

